

1 林業労働力調査の概要

(1) 調査目的

県内で林業に従事する林業事業体及び森林技術者の実態を調査し、今後の林業労働力確保対策を講じるための基礎資料（データ）を収集する。

(2) 調査対象

県内で林業（造林、保育、伐木、造材、集材、作業道等の作設・補修）に従事する林業事業体及び森林技術者を対象に調査を行った。

① 林業事業体

林業事業体として調査対象にしたのは、②の森林技術者を1人以上雇用した林業事業体である。

<林業事業体区分>

- ア 市町村
- イ 財産区
- ウ 森林組合
- エ 生産森林組合
- オ 会社
- カ 事業協同組合
- キ その他の団体
- ク 個人営業体

② 森林技術者

森林技術者として調査対象にしたのは、過去1年間に30日以上、林業（造林、保育、伐木、造材、集材、作業道等の作設、補修）に従事した者である。

<森林技術者区分>

- ア 雇用労働者（林業事業体に雇用された者）
- イ 自営業主（自己所有山林で作業し、林業で生計を立てている者）
- ウ 一人親方（労働者を雇用しないで、林業の作業を他から請け負う者）
- エ 家族従事者（自営業主又は一人親方の行う林業の作業に雇用されることなく従事する者）

(3) 調査方法

林業事業体及び森林技術者個別に調査表を配布、回収して調査を行った。

(4) 調査基準日及び調査対象期間

① 調査基準日 令和6年3月31日

② 調査対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

(5) その他

集計表において、四捨五入の関係で割合内訳の合計が100にならない場合がある。

事業量において、林業事業体への聞き取り調査のため他の統計調査とは一致しない場合がある。